

令和7年4月9日

保護者 様

荒川区立第一中学校長
小柴 憲一

気象警報が発令されたときの対応について

気象警報が発令されたとき、荒川区教育委員会ではお子さんを登校させるべきか否かの基準を設けております。

このことにつきまして、4月7日付で7荒教セ第103号をもって、今年度の通知がありましたので以下のとおりお知らせいたします。

● 授業実施判断の流れ

	午前6時の荒川区の警報等		授業形態	対応	給食
1	特別警報	大雨(土砂災害・浸水害)、暴風、暴風雪、大雪	臨時休業	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。	なし
2	警報	洪水	臨時休業	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。	なし
3	警報	暴風、暴風雪	午前授業	午後の授業実施については、午前11時の気象情報により午後の授業の実施を判断する。	なし



	午前11時の荒川区の警報等	授業形態
1	暴風・暴風雪警報が継続	臨時休業
2	暴風・暴風雪警報が解除	5校時より授業

上記のように、まずは午前6時の時点で気象庁から発令されている気象警報に基づいて判断をしていただきます。

しかし、注意報や警報が発令されるなどの荒天の場合は、仮に上記の警報が発令されていなくても登校させることが危険な場合もあります。その場合は、通学時の安全確保を優先し、登校を見合わせる判断をしていただきますようお願いいたします。

【担当】荒川区立第一中学校 副校長 小林 美帆
TEL:03-3807-3294